

長久手市国民健康保険税条例の一部改正について

1 国民健康保険税の限度額の引上げ

(1) 改正の趣旨

国民健康保険事業の健全な運営を図るため、基礎課税額等の上限を平成27年度の法令限度額に引き上げるものです。基礎課税額等の限度額を改めること等に関し、長久手市国民健康保険税条例の一部改正を予定します。

(2) 改正の予定内容

基礎課税額等の上限を次のように改めること。（第2条及び第23条関係）

区 分	改正後	改正前
基礎課税額	52万円	51万円
後期高齢者支援金等課税額	17万円	16万円
介護納付金課税額	16万円	14万円
合 計	85万円	81万円

(3) 今後の影響

基礎課税額等の上限の改正により、国民健康保険税の徴収額が年間約430万円増加することが見込まれます。

(4) 影響世帯（推計）

	改正後（85万円）	改正前（81万円）
影響世帯数	188世帯	194世帯

※推計は、平成27年12月末の加入世帯で試算

(5) 施行日

平成28年4月1日

(6) 県内の限度額状況（平成27年度）

限度額(円)	85万	84万	81万	79万	78万	77万	73万	72万
市町村数	30	1	14	1	1	5	1	1

(7) 限度額改正経過

年度	H20	H21	H22	H23	H26	H27	H28（予定）
法令限度額(円)	68万	69万	73万	77万	81万	85万	89万
長久手市	65万	→	→	73万	77万	81万	85万

2 国民健康保険税の軽減の拡大（予定）

(1) 改正の趣旨

社会保障制度改革の中で持続可能な医療保険制度を構築するため、低所得者の保険税負担を軽減する措置が方針として挙げられ、平成28年4月1日に地方税法施行令の一部を改正する法律が施行されます。これを受けて、本市でも所得の少ない世帯の負担を軽減するため、軽減判定所得の基準の引上げを行うものです。

(2) 改正の予定内容

応益分国税の2割軽減と5割軽減の軽減判定所得の基準を以下のとおり引き上げ、保険税軽減を拡大させる。

	変更前	変更後
2割	33万円+47万円×被保険者数	33万円+48万円×被保険者数
5割	33万円+26万円×被保険者数	33万円+26.5万円×被保険者数

(3) 軽減の拡大による軽減基準収入額の変化

(例) 給与収入、2人世帯の場合

以下の収入額以下が軽減対象となります。

	軽減基準収入額	
	変更前（H27.12末）	変更後
2割軽減	207万円以下	210万円以下
5割軽減	150万円以下	151万円以下

(4) 軽減拡大に伴う対象世帯数（推計）

	変更前	変更後	増減数
2割軽減	560世帯	570世帯	10
5割軽減	510世帯	530世帯	20

※推計は、平成27年12月末の加入世帯で試算

(5) 軽減拡大に伴う保険税額の減少額（推計）

	変更前	変更後	減少額
2割軽減	810万円	830万円	20万円
5割軽減	1,860万円	1,930万円	70万円

(6) 施行日

平成28年4月1日